

ドーミー京都二条

洛星中学・高等学校

提携生徒寮 寮則

1 目 的

本学生寮は入寮されている学生の皆さんが、勉学に励む事のできる環境を整え、互いが気持ちよく充実した生活を送ることができ、さらに共同生活を通じて、皆さんの人格形成をも成し遂げていただくために、最低限の事柄を定めたものです。

また、近い将来、皆さんが社会人として世の中に出られたとき、学生寮での規則正しい生活や他人のことを思いやる姿勢が、必ずや有益なものになることと思います。

どうか主旨をご理解いただき、以下の項目に則った責任ある行動を通じ、充実した学生生活を送ってください。

2 施設・設備等の利用について

	項 目	時 間	注 意 事 項
1	管理室の受付	AM 7:00～PM 9:00	各届、連絡等は緊急の場合を除いてこの時間内に済ませること
2	開 門	AM 6:30	開門前に外出する場合は、前日迄に寮責任者の許可を得ること
3	門 限	PM 9:00	両親の承諾があり、寮責任者の許可を得た場合は除く。 PM10:00以降の他居室訪問は厳禁。
4	食 事	朝食 AM 6:30～AM 8:30	食事は必ず食堂ですること。 朝食8:15 夕食PM10:00までに食堂に入ること
		夕食 PM 6:30～PM 10:30	

※上記の時間を厳守すること。

他の寮生とは時間が多少異なるので、ご注意ください。

業務定休日…食事の定休日...3/14～3/31 弊社社員研修日1日

通信設備の利用方法

- ・ インターネットは居室備え付けのWi-Fiによる接続が可能です。

3 日常生活のルール

外出・在寮

- ・ 専用のＩＣキーで在寮・外出を記録しています。外出・帰寮時にはエントランスの「入退館システム」にＩＣキーを必ずタッチしてください。

居室の施錠

- ・ 食事・入浴等短時間である場合も含め、居室を不在にする際は防犯上必ずカギを掛けてください。
- ・ 現金や貴重品・鍵は各自の責任で管理・保管してください。
※ICキー・居室の鍵を紛失した場合は実費を頂きます。

ゴミの処理

- ・ ゴミはきちんと分別し、所定の場所に出してください。
※分別方法は地域により異なります。
※粗大ゴミについては管理室に申し出てください。有料となる場合があります。

防犯・防火訓練等

- ・ 防犯・防火訓練等を実施する場合は積極的に参加してください。

保全・点検

- ・ 防火・衛生・施設の保全又は管理上必要な場合には、寮長及び関係者が居室に立ち入る場合があります。

臨時の連絡

- ・ 臨時の連絡は生活支援アプリ「Domico」にてお知らせ致しますので確認してください。

外泊

- ・ 外泊する場合は、生活支援アプリ「Domico」で当日午前中までに「外泊届」を提出してください。
- ・ 「外泊届」の入力事項に変更が生じた場合は、速やかに寮長に連絡してください。緊急時の連絡に必要となるので徹底してください。

来客

- ・ 入居者以外の入館を終日禁止とします。
- ・ 訪問は保護者・兄弟のみとし必ず事前に寮長に連絡してください。保護者の来寮は本人在寮時のみとし、居室への宿泊は2泊3日までとします。

自転車の持込み

- ・ 自転車については、寮立地条件・敷地スペースがある限り可能です。
学校での自転車通学許可を得た上で、寮責任者に申し出て許可を得てください。

4 禁止事項

他の入寮者への迷惑行為

- ・ テレビ・ラジオの音量や深夜早朝の移動音・話し声は、決して他の入寮者の迷惑とならないようにしてください。
- ・ 廊下・玄関に靴・所持品などを放置しないでください。
- ・ 衛生上の問題から、いかなるペットも飼うことはできません。

電熱機器等の持込み

- ・ 防災上及び電気容量の問題から、電気（灯油・ガス）ストーブや電気毛布など熱を発するものの持込みはできません。
 - ・ 上記以外の機器については事前に相談してください。
- ※ 冷暖房が完備されているとともに、ダイニングルームの電子レンジ・トースターが利用できます。
- ※ アイロン・掃除機を貸し出しますので、持込みするものは最小限にとどめてください。

居室内の造作

- ・ 建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更したりすることはできません。
 - ・ フックやクギを壁などに直接取り付けないでください。
- ※ 退寮時に修繕費をいただくことがあります。

その他の禁止事項

- ・ 金銭による諸事は一切禁止します。
 - ・ 「3 日常生活のルール」に記載の通り、事前連絡のある同姓の保護者・兄弟姉妹以外の来客者の宿泊は禁止します。
 - ・ 異性の居室への立ち入りはかたく禁止します。
 - ・ 暴力・盗難等法律によって禁止されている行為は、当然のことながら厳禁です。
- ※ 20歳未満の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。

5 退寮処分

下記各項に該当する行為をした場合は、保護者及び学校及び当社の間で協議した上で、退寮処分となります。

- ・ 「4 禁止事項」を犯す重大かつ悪質な行為が認められた場合
- ・ 「2 利用時間」「3 日常生活のルール」を度々逸脱した場合
- ・ 学生寮の内外を問わず犯罪行為をした場合

★ 寮則は変更する場合がありますので、掲示によく注意してください。

(退寮の申出)

- ・ 契約期間中は原則として退寮は認められません。
- ・ やむを得ず(退学などで)退寮する場合は保護者の「同意書」を添え、退寮日の2ヶ月前までに「退寮届」を寮責任者に提出してください。
- ・ 退寮日の2ヶ月前までに「退寮届」が未提出の場合は、翌月分の寮費をいただきます。
- ・ 退寮日が月の途中にあたる場合は、その月の末日を退寮日とします。
- ※ 退寮の際は、所定のクリーニング代を申し受けます。
- ※ 居室・備品について点検を行い、万一破損・紛失があった場合はその分実費をいただきます。
- ※ 途中退寮であっても入寮費・保証金は返金いたしかねます。また、契約書に定められた違約金をお支払いいただくことになります。